

教えて！

私たち教職員の権利

2016

作成／全教生活権利法制局

「クレスコ」4月号より転載

採用1年目から権利は保障されます

条件附採用

Q 採用1年目ですが、条件附採用期間にも、教職員としての権利は保障されますか？

A もちろんです。教職員の権利は、教育を充実にさせ、教職員の身分を安定させるためにあります。

公立学校に採用された教育職員（教諭、養護教諭、栄養教諭など）は、1年間は条件附採用とされ、1年経過後に正式採用になります。しかし、条件附採用の期間も、地方公務員法や都道府県の勤務条例は、ほぼ全面適用になります。したがって、年次有給休暇や病気休暇などの特別休暇、産休や育児休業も当然のこととして認められます。ただし、病気が長期化した場合に措置される「不職」は適用除外になりますから、注意が必要です。

関わる法律

教育公務員特例法第12条

1日のうち45分は休憩時間が取れます

休憩時間

Q 教職員にも休憩時間はあるのでしょうか？

A あります。使用者が勤務時間の途中に与えなければならないことが、法律で定められています。

1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間を、勤務時間の途中に保障するのが校長の責任です。休憩時間は勤務時間には含まれず、本人が自由に使える時間です。職場を離れることも可能です。

関わる法律

労働基準法第34条

1日7時間45分・1週38時間45分

勤務時間

Q 教員も時間外勤務を命じられることがありますが？

A 原則として、「限定4項目」以外に命じられないことになっています。

勤務時間は、休憩時間を除き1日について7時間45分、1週間38時間45分です。

公立学校の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させるのは、次の4項目（限定4項目）に該当し、かつ、臨時または緊急にやむを得ないときに限られます。

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

しかし、現実には長時間に及ぶ時間外勤務の実態があります。全教は、教職員定数の抜本的な改善とともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の改正をめぐって運動を進めています。

なお、週休日（土日）に勤務した場合には、「前4週、後8週」などの期間内で振替ができます（都道府県により異なる）。

関わる法律

給特法第6条